

いわき市除染実施計画<第3版>の改定について

ツイート 7

いいね! シェア 2

更新日 平成26年10月7日

いわき市除染実施計画<第3版>を改定しました。

放射性物質汚染対処特措法の規定に基づき、既存の除染実施計画を改定し、「いわき市除染実施計画<第3版>」を策定しましたので、お知らせします。

改定日

平成26年10月1日

策定及び改定の履歴

<第1版>(平成23年12月策定)

平成23年8月26日、原子力災害対策本部が決定した「除染に関する緊急実施基本方針」に基づき、本市は、いち早く除染に着手する必要があるとの考えから、放射性物質汚染対処特措法の施行前に策定しました。除染対象区域を市内全域とし、毎時0.23マイクロシーベルト以上の区域を優先的に除染することとしました。

<第2版>(平成25年3月策定)

放射性物質汚染対処特措法の施行に伴い、平成25年度からは、法定計画に位置付けされた除染等の措置のみ実施可能とされたことから、所要の改正作業を行い法定計画として策定しました。

【主な改定点】

- 除染実施区域等の明示
- 除染実施区域外の区域の取組みの位置付け
- 除染実施対象及び除染実施者の明示
- 優先対象の追加(市民の生活空間、子どもの生活環境を優先)
- 主な除染の流れの位置付け
- スケジュールの改定

<第3版>主な改定点

(1) 除染実施スケジュールの延長

<第2版>では、実施期間を平成23年度(平成23年12月)から平成27年度までの5年間としていましたが、現在の進捗状況を考慮し、計画を平成28年度まで1年間延長することとしました。


(2) 除染方法等を実状に沿って見直し

【主な改定箇所】

- セシウムの半減期に関する資料や市内の最新の放射線量測定データを追記
- 除染方法の住宅除染に関する項目から、線量の低減効果があまり見られなかった屋根等の除染を実状に合わせて削除
- 仮置場ができるまでの間の除去土壌等の一時的な現場保管について明記
- 現場保管(地上保管、地下保管)、仮置場保管のイメージ図を追加
- 仮置場保管のイメージ図を現状に合わせて修正
- 仮置場の監視項目及び頻度について明記
- 現場保管の場合の除去土壌等の記録、保存について明記

関連情報

 [いわき市除染実施計画<<第3版>>\(PDF形式 872.5KB\)](#)

 [除染実施区域\(大字別\)\(PDF形式 44.7KB\)](#)

行政経営部 除染対策課 電話:0246-22-1206 ファクス:0246-22-7461

[メールでのお問い合わせはこちら](#)